

子ども・子育て会議（第28回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）

合 同 会 議

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て会議（第28回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成28年7月28日（木）10：00～12：00

場 所 中央合同庁舎4号館11階第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）子ども・子育て支援法改正及び基本指針の改正案について

（2）その他

3. 閉 会

- 資料1－1 子ども・子育て支援法改正の概要（仕事・子育て両立支援事業の新設）
- 資料1－2 仕事・子育て両立支援事業の創設に伴う基本指針の改正案について
- 資料1－3 基本指針 新旧対照表
- 資料2－1 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
- 資料2－2 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について
- 資料3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成27年度）について
- 資料4 認定こども園に関する状況について（平成28年4月1日現在）
- 資料5 地域型保育事業の認可件数について（平成28年4月1日現在）
- 資料6 平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果
- 資料7 「ニッポン一億総活躍プラン」（抜粋）
- 参考資料 委員提出資料

○無藤会長・部会長 それでは、定刻でございますので、第28回「子ども・子育て会議」、第31回「子ども・子育て会議基準検討部会」合同会議を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、武川内閣府審議官にも御出席いただきありがとうございますので、初めに一言御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○武川内閣府審議官 ことしの夏の人事異動で内閣府審議官を拝命いたしました武川でございます。

子ども・子育て本部統括官につきましては、前任の共生社会の統括官からあわせまして3年間大変お世話になりました。引き続き、子ども・子育て支援新制度も担当させていただけることになりましたので、よろしく申し上げます。

前回の子ども・子育て会議におきまして御議論、御意見をいただきました子ども・子育て支援法の改正法案につきましては、おかげさまで先の国会におきまして年度末に可決・成立をいたしました。本日は、同法に基づく事業等について御説明させていただくとともに、その法施行に伴う改正指針の改正案につきまして御議論いただきたいと思います。

また、本年6月に閣議決定いたしました「ニッポン一億総活躍プラン」におきましても、「夢をつむぐ子育て支援」の中核部分として、保育士等の処遇改善を始め、子ども・子育て支援新制度に関する各種施策が盛り込まれているところでございます。

新制度は昨年4月に円滑に施行されましたが、引き続き子ども・子育ての量の拡大と保育等の子育ての質の向上、待機児童の解消、または大きい意味では少子化対策というのは我が国の中で依然として最重点課題であると思っておりますので、引き続き先生方の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。よろしく申し上げます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

ここで、専門委員の交代がございましたのでお知らせいたします。

6月20日に坂本秀美委員が退任され、公益社団法人全国保育サービス協会理事の尾木まり委員が着任されました。

○尾木委員 尾木でございます。よろしく申し上げます。

○無藤会長・部会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○竹林参事官 事務局でございます。委員の御出欠につきまして、御報告申し上げます。

秋田喜代美委員、柏女霊峰委員、佐藤博樹委員、宮島香澄委員、葛西圭子委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎正直委員、佐藤栄一委員、高尾剛正委員、安永貴夫委員におかれましては本日所用により御欠席ですが、代理としまして高知県地域福祉部長の門田純一様、宇都宮市子ども部部長の川中子武保様、日本経済団体連合会経済政策本部 主席主幹の清家武彦様、日本労働組合総連合会総合政策局長の平川則男様に御出席いただいております。

なお、稲見委員におかれましては今、向かっておられるということでございます。おくれられておられますが、御出席ということでございます。出欠は以上でございます。

また、このたび事務局に人事異動がございましたので紹介させていただきたいと思います。

まず内閣府でございますが、子ども・子育て本部統括官に西崎文平が着任しております。

子ども・子育て本部総括参事官に、渡邊清が着任しております。

子ども・子育て本部企画官に、堀内宏秋が着任しております。

続きまして文部科学省ですが、大臣官房審議官に浅田和伸が着任しております。

初等中等教育局幼児教育課長に、伊藤学司が着任しております。

続きまして厚生労働省ですが、雇用均等・児童家庭局総務課長に川又竹男が着任しております。

雇用均等・児童家庭局保育課長に、巽慎一が着任しております。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

資料でございますけれども、議事次第に記載のとおり資料1から資料7まで、及び委員から御提出のございました資料を参考資料としてお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定でございますけれども、「子ども・子育て支援法改正及び基本方針の改正案について」と「その他」についてでございます。その中に、さまざまな資料が盛り込まれて報告をお願いすることになってございます。

一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思いますので、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○竹林参事官 内閣府子ども・子育て本部の新制度担当参事官の竹林でございます。私のほうから、まず資料1-1から1-3まで、それから資料2-1、2-2、通しで説明させていただきます。

まず、資料1-1でございます。先の国会で成立いたしました子ども・子育て支援法の一部改正法の概要を御説明いたしますとともに、この法改正に伴って必要となります子ども・子育て支援法の基本指針の改正についてお諮りいたします。

まず資料の1-1、改正法の概要でございますが、これにつきましては前回の会議で概略は御説明しておりますので簡略に説明をいたしたいと思います。

2ページ目でございます。政府におきましては、一億総活躍社会に向けた第二の矢、「夢をつむぐ子育て支援」の一環としまして待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を前倒し、上積みをしまして、40万人分から50万人分整備すること等としております。

その実現に向けまして、子ども・子育て支援法の改正により、事業所内保育業務を目的とする施設などの設置者に対する助成及び援助を行う「仕事・子育て両立支援事業」を創

設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの措置を講ずるものでございます。

これによりまして、平成29年度末までの待機児童解消を目指し、今回新設する事業で5万人の保育の受け皿の拡大を目指してまいります。

3ページ目の中段でございますけれども、仕事・子育て両立支援事業の中核をなす「企業主導型保育事業」の特徴についてでございます。この事業は夜間、休日のほか、短時間の非正規社員など、多様な働き方に対応いたしまして、例えば工業団地、卸売団地、複合商業施設などの保育ニーズに合った保育サービスを行うことで、仕事と子育ての両立を支援していくものでございます。

ページの一番下でございますが、この事業に事業主拠出金を充てられるようにするとともに、法律上の拠出金の上限をそれまでの率に0.1%上乗せをしまして、上限としては0.25%に引き上げております。実際に拠出金率は上限の範囲内で政令で定めることによりまして、既に平成28年度においては0.2%に引き上げておりまして、これを平成29年度におきましては0.23%にまで引き上げる予定でございます。

続く4ページ目から6ページ目にかけては「企業主導型保育事業」でございますとか、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」などについての事業のイメージをお示ししておりますので、適宜ごらんいただければと存じます。

7ページ目をごらんいただければと思いますが、先の国会で法案が成立する過程で、参議院の内閣委員会において附帯決議がなされております。その内容の概略でございますが、内容的には1つ目に事業所内保育事業に対する指導監督などにおける自治体の関与について。

2つ目に、待機児童以外の潜在的ニーズも踏まえた実態把握について。

3つ目に、企業主導型保育事業の中小・零細企業による共同設置に当たっての利用希望者などへの周知について。

4つ目に、事業所内保育所の運営についての施行後の検証について。

5つ目に、病児保育及び障害児保育の推進及びその保育を担う保育士、看護師などの処遇についてといった中身になっております。

また、8ページでございます。こちらのほうは、衆議院の内閣委員会において条文の議員修正が行われております。修正前が右側でございますが、もともと法律の附則第2条第3項としまして置かれていた幼稚園教諭、保育士などの処遇改善や人材確保方策についての検討規定につきまして、新たに附則第2条の2という形で独立をさせまして、処遇改善や人材確保の措置につきまして財源を確保しつつ講ずるものとするという規定に改められているところでございます。

以上が、資料1-1でございます。

続きまして、資料1-2に基づきまして基本指針の改正案につきまして御説明を申し上げます。

まず「改正の背景」でございますけれども、今、御説明申し上げました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定に伴いまして、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するため、内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に「仕事・子育て両立支援事業」が追加されております。

また、ことしの3月に教育・保育施設などにおける事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成しておりまして、4月には国におきまして事故報告の傾向分析や再発防止の低減などを行うための有識者会議を設置しているという状況でございます。これらを受けまして、基本指針の改正を行うものでございます。

「改正の概要」でございます。

まず（1）でございますが、「名称の改正」をするということございまして、仕事・子育て両立支援事業が記載事項に加わったことを受けまして、基本指針の名称に「仕事・子育て両立支援事業」を加えるものでございます。

それから（2）番でございますけれども、基本指針の中の制度全体に関する基本的事項の中に仕事・子育て両立支援事業や、事故防止に関する記述を追加する案でございます。

まず1つ目、①でございます。基本指針における子ども・子育ての理念、それから意義を踏まえまして、国が仕事・子育て両立支援事業について保育の質を確保することとするものでございます。その際、多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など、事業の特色を踏まえるとともに、保護者及び子どもの利便性に配慮した事業を実施することとするものでございます。これは、仕事・子育て両立支援事業につきまして、事業の実施に当たっての基本的な理念を定めるものでございます。

②でございますが、保育の質を確保するため、小規模保育などの認可基準を踏まえ、企業主導型保育事業の助成の対象を定めるなどの対応を行うことを定めます。また、助成決定後も保育の質が維持されるように、企業主導型保育事業の助成要件の確認に係る指導監査、助成決定の取り消しなどの仕組みを設けることとするものでございます。

既に企業主導型事業の交付要綱でこれらは具体化しておりますけれども、今①番で掲げた理念を受けまして、基本指針レベルで企業主導型保育施設における保育の質の確保・維持について国の遵守について定めるものでございます。

③番でございますが、国は仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体に事業の内容や実施状況などの情報提供などを行う体制を整備することといたします。また、例えば企業主導型保育施設において地元のお子さんを受け入れる「地域枠」の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消などを図る観点から、地域の実情に応じ企業主導型保育施設が活用されるよう、必要な対応を行うことといたします。これは、地方公共団体において企業主導型保育事業などが活用され、待機児童が解消されるように国が所要な体制整備をすることとするものでございます。

最後に④といたしまして、教育・保育施設や認可外保育施設などにおける子どもの死亡

事故などの重大事故は本来あってはならないことであるにもかかわらず、毎年発生している事実を指摘した上で、教育保育施設等及び地方公共団体は事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取り組みを進めるとともに、国におきましても重大事故の発生や再発防止に係る取り組みを進めていくこととするものでございます。

既存の認可の幼稚園、保育所、認定こども園だけでなく、企業主導型保育施設も含めた認可外保育施設についても事故防止などの取り組みを進めることを基本指針上明確にするものでございます。

以上が、基本指針の改正案の説明でございます。

資料1-3は今、説明したとおりの内容で、基本指針を改正する場合の新旧対照表でございますが、内容面で重複いたしますので説明は省略をいたします。委員各位の御意見を伺った後、改正を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと存じます。

資料1-1から1-3までは、以上でございます。

続きまして、資料2-1と2-2、こちらのほうは事故防止対策関係の資料でございます。

まず、資料2-1でございます。こちらは、4月18日に公表いたしました平成27年度の事故報告の集計結果についてでございます。

最初のページをおめくりいただきまして、ページ数が書いてございますところの1ページ目でございますが、昨年4月から事故報告制度が見直された関係で、基本的には27年4月1日から12月末までの期間内に報告のあったものを集計しておりますけれども、注書きのところにもございますように認可保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブについては、それ以前にもほぼ同様の形で件数を集計してきておりますことから、時系列での比較ができるように、これらにつきましては27年1月1日から12月31日までの間に報告があったものを集計してございます。

同じページの下の表が全体の件数でございますが、全体として627件の事故がありまして、うち死亡事故が14件という状況でございます。

次の2ページ目以降に、施設や事業の種別ごとの件数がございますが、表の左半分くらいが「負傷等」ということでございますが、多いところで認可保育所342件、放課後児童クラブ228件などとなっております。中身としては骨折が498件ということで最も多くなっております。

右側のほうに「死亡」という欄がございますけれども、下のほうですが、認可外保育施設について計10件、うち地方単独保育施設、すなわち自治体の補助金の対象となっている認可外保育施設においては1件、それ以外の認可外保育施設においては9件となっております。それ以外では、幼保連携型認定こども園で1件、認可保育所で2件、小規模保育事業で1件となっております。

次に、3ページ目でございます。「年齢別」の発生状況でございますけれども、下のほうの括弧内の数字ではない大きな数字のほうを負傷の件数でございます。こちらのほうは

3歳以上、あるいは学齡児に多くなっておりますけれども、括弧内の死亡の件数ということになりますと3歳児以下に集中しております、その中でもゼロ歳児が7件という形で多くなっております。

続きまして、5ページ目に飛んでいただきまして、まず上の④という表でございます。主な死因としましてはSIDS、すなわち乳幼児突然死症候群が2件、窒息が1件、病死が2件、溺死1件、その他8件などとなっております。

その下の表でございますが、「死亡事故発生時の状況」としては睡眠中というのが10件と多くなっております、食事中1件、その他3件という状況でございます。

6ページ目につきましては、保育施設などの「死亡事故の報告件数」の経年推移をお示ししているものでございます。

続きまして、資料の2-2の「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について」でございます。

まず1番目の「趣旨」についてでございますが、昨年12月に取りまとめいただきました「教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会」における検討を踏まえまして、国におきまして地方自治体の検証報告などを踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うために、この有識者会議を開催するとなったものでございまして、4月に第1回会議を開催してございます。

2番目の「主な検討課題」でございますが、昨年末の検討会での取りまとめを踏まえまして、(1)番としまして「事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等」、(2)番は「地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言」、(3)といたしまして「事故報告、事故情報データベースの充実」、(4)でございますが、「事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善」としております。

3番の「今後の予定」でございますが、当面、地方自治体からの検証報告の状況を見ながら、事故報告や事故情報データベースの充実に向けた検討、それから傾向分析に係る分析手法についての検討などについて御議論を行っていただく予定でございます。

資料の2-1、2-2については以上でございます。

○野村少子化総合対策室長 続きまして資料3、「地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成27年度）について」、厚生労働省少子化総合対策室のほうから御報告をさせていただきます。

ページを開いていただきますと書いてございますけれども、これは昨年度の子ども・子育て支援交付金、つまり補助金の交付申請の状況をまとめたものでございます。それぞれ13事業を、法律で登場いたします順番にグラフをまとめております。

各グラフで見いただきますと、まず2ページ目の「利用者支援事業」を例にとりまして申し上げますと、右上のほうに枠で囲っているところが2つございます。「少子化社会対策大綱」、こちらのほうは市町村事業計画で挙がっているニーズの見込み量ないしは目標値で、こういったものを積み上げたというベースに昨年の3月に閣議決定をいたしました対

策大綱でどう書いてあるか。左側の「実施状況」といいますが、昨年度の補助金の交付申請の中で交付申請をいただいた市町村数、さらにはそれぞれ事業ごとに何カ所という形で挙げてこられたり、あるいは何人くらいの利用見込みということを挙げてきていただいているわけですが、その数字があるものについての記載をしたものがこの括弧の中にあります。

ですので、利用者支援事業で申し上げれば、少子化社会対策大綱上は1,800カ所で実施というのが目標値として掲げられておりますが、それに対して実施箇所数で比較いたしますと、昨年度は635カ所という形で事業の実施が行われているということでございますので、本年度を入れての4年後で残りの数の箇所の整備が進んでいくものと見込んでいるということでございます。

13ございますので、一つ一つの御報告は資料をごらんいただくことをもってかえさせていただきますと思いますけれども、傾向としては放課後児童クラブでございますとか、あるいは地域子育て拠点等々といった、それなりに年数、以前からやっていた事業などについては市町村からの申し出というか、補助金の申請もそれなりの数が挙がってきているということにはなります。

そうなのですが、この下のほうのグラフもあくまで各都道府県の中で補助金の申請が挙がってきている市町村の割合ということになりますので、それぞれの地域の中で物を考えていただく際には自分の町、市で掲げた目標値に対してどれくらいの水準まできているのかとか、そういった進捗管理をしていただくことが必要ではないかと思っております。

さらに事業全体で見ますと、そのように歴史がある事業といいたしめようか、ある程度やっていた事業というのは手が挙がっている市町村も多いのですが、一方で多様な事業者の能力活用・参入促進事業といったようなもののように、ある程度地域性、都市部ではやはり新規参入が必要なところは毎回取り組むだろうとか、事業の性質によって取り組み状況が違いますので、こういったところを踏まえた上で、さらにこういった13のそれぞれの事業についてどのように地域の中での取り組み状況を評価し、今後さらに取り組みを進めていくための方策を考えるかというのは、それぞれの事業の特性に応じて考えていかなければいけないかと考えております。

そういうことで、一つ一つの事業の報告は省略をさせていただきますけれども、以上、13事業でどういった進捗になっているかということをお報告させていただきます。以上でございます。

○三谷参事官 続きまして、内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当のほうから資料4に基づきまして本年度、4月1日現在の状況につきまして御報告させていただきますと思います。

お手元の資料4で、「1.」のところに施設数がございます。一番右側の下のところにありますように、本年度4月1日現在のところで4,001件ということで、昨年と比べて1,000以上の増という形になっています。

また、園児数につきましては「2.」のほうで認定別、それから「3.」のほうで年齢別の園児数になっておりますが、54万4,047ということで、昨年に比べて15万強の増という形になっているところでございます。

また、施設数がふえておりますが、同じように「4.」のところは教員・保育従事者数ということになっておりまして、これも施設全体で9万8,000人とふえているところでございます。詳細につきましては、この表をごらんいただくことでかえさせていただきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○異保育課長 次は、資料5をご覧ください。平成28年度4月1日時点での地域型保育事業の認可件数を調査の上、取りまとめました。

4月1日現在の地域型保育事業の件数は全国で3,719件となりまして、前年と比べまして979件の増加をいたしました。その内訳は、家庭的保育事業958件、前年27件増、小規模保育事業2,429件、同774件増、居宅訪問型保育事業9件、同5件増、事業所内保育事業323件、同173件増でございます。

事業類型ごとに見ますと、特に小規模保育事業が大きく増加しております。中でも保育所と同様に、保育従事者の全てが保育士であるA型を中心に増加しておりまして、保育の質の向上の面でも望ましいと考えております。

また、今年度より新たに開始されました企業主導型保育事業とともに、事業所内保育事業についても着実に増加しておりまして、各企業による積極的な保育の取り組みが見られます。以上でございます。

○伊藤幼児教育課長 続きまして、資料6に基づきまして「平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果」の概要について御報告申し上げます。

1 ページおめくりをいただきたいと思います。本調査は、私立幼稚園の新制度への円滑な移行に関しまして各自治体における取り組み状況等を調査するもので、昨年に引き続き実施をするものでございます。

主な調査項目は「2.」にございますように、私立幼稚園の新制度への移行状況、1号認定子どもに係る施設型給付の設定状況等に関する本年4月1日現在の数字でございます。

調査結果の全体といたしましては、各都道府県、市区町村におきまして私立幼稚園の円滑な移行に向けた取り組みを着実に進めていただいていることが確認できました。

一方で、一部課題も見受けられたところでございますので、それらにつきましては先日開催されました都道府県説明会におきまして速やかに適切な対応を行うよう要請をしたところでございます。

以下、個別に簡単に概要ポイントだけ説明させていただきます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。この4月1日時点での新制度への移行実績でございます。昨年4月時点で23.2%の園が移行してございましたが、今年の4月時点で

はそれが29.2%に増加をしたところでございます。

なお、来年度の移行見込みについては現在別途調査を実施しているところでございます。結果を集計中でございます。現時点での具体的なデータはお示しできませんが、集計が整い次第、公表をしてまた御報告させていただきたいと思っております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。御案内のとおり、1号認定子どもに係ります施設型給付につきましては2階建ての構造となっております。1階は国、都道府県、市町村が2対1対1の割合で費用負担をする全国統一費用部分でございますが、2階は都道府県、市町村が原則1対1の割合で費用を負担する地方単独費用部分となっております。

この2階部分につきましては、市町村が具体の額を定めるとなっておりますが、国としては国基準に基づく額の設定を要請しているところでございますし、それに関する都道府県も2分の1以内の補助となっておりますが、国としては2分の1の補助を想定しているところでございます。

それが適切に実施されているかどうかを調査したものでございますが、ごらんいただきますように3ページにもございます77.2%、1,337の市区町村が国の定める基準と同額にしておりました。それで、国の定める基準より高額もしくは低額のものはありませんでした。

なお、1号認定子どもが存在しない等のために、22.8%の市区町村では特段必要がないということでこの額の設定をしていなかったところがございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページから6ページにかけて、地方単独費用部分に係る都道府県の補助の部分でございますが、交付要綱等で定めている補助割合としては2分の1としているのが28都道府県、2分の1以内としているのが19都道府県でございました。実績は、2分の1だったものが43都道府県、2分の1未満だったものが4都道府県でございます。

ただし、この4都道府県につきましては市区町村からの交付申請額が過少であったとか、もしくは市区町村が定めた施設型給付の額が国基準を超えたという特殊事情のあったところがございます。なお、おおむね2分の1ということで実行されたというふうに承知をしているところがございます。

6ページは、「新制度に移行した私立幼稚園等に対する独自補助について」の調査をしたものでございます。都道府県は11都道府県、23.4%が独自の補助をしている。また、次の7ページのほうは市区町村でございますが、154の市区町村が独自補助をしているということで、円滑な移行に向けて都道府県、市区町村段階でも独自の取り組みをしていただいているという実情が明らかになったところがございます。

次に8ページ、一時預かり事業の状況でございます。「一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数」でございますが、公立では38.1%が実施をしております。この事業は、公立で実施する場合でも国、都道府県による補助が行われるものでございますので、各自治体には地域の実情等も踏まえながら積極的な事業の実施を検

討するよう要請しているところがございます。

次に、私立につきましては新制度移行園のうち65.1%が一時預かり事業を実施してございます。一方で、経過措置としての私学助成における預かり保育を実施している園も26.8%存在しているところがございます。

参考にもございますが、専任職員の配置等が課題となっております。平成28年度からは職員配置要件の緩和等も行ったところございまして、今後各自治体にはその周知も含め、事業の円滑実施のための支援等を要請したところがございます。

次に、9ページでございます。補助単価額、または利用料の設定主体でございますが、補助単価額は734の市区町村、82.6%が国の示した額と同額に設定をしてございます。また、少数ながら国の示した額より高額、または低額としている市区町村等も存在をしてございます。

利用料につきましては、市区町村が設定しているものが11.1%、その他は園に設定を委ねていただいているという状況でございます。

次に④、10ページでございますが、一時預かり事業を活用した非在籍園児の受け入れでございます。私立では730園、公立では200園、計930の園で一時預かり事業を活用し、非在籍園児を受け入れてございます。一時預かり事業につきましては保護者のニーズが大変高く、私立幼稚園における事業意欲も高いことから、各自治体には積極的な事業委託等を要請しているところがございます。

最後に、⑤でございます。132の私立幼稚園で、空き教室の活用や同一敷地内への併設等によって小規模保育事業等を実施していただいております。小規模保育事業は待機児童解消に資するものであり、各自治体においては幼稚園に対する制度の周知や、幼稚園から実施希望があった場合の丁寧な対応等、要請をしているところがございます。

調査結果の概要は以上のとおりございまして、課題のある部分については適切な対応を行うよう、地方公共団体のほうに要請をしているところがございますが、今後とも各自治体における状況を継続的に把握しながら、必要な指導、助言等に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○竹林参事官 続きまして、最後の資料7について御説明をいたします。

こちらのほうは、6月2日に閣議決定をされました「ニッポン一億総活躍プラン」の関連資料ということでございます。このプランは文章編と、それから対応策ごとの具体的な内容や対応の時間軸、指標を提示する個票の組み合わせになっておりまして、本日お配りしておりますのは文章編、それから個票編、それぞれについての子ども・子育て支援に関連する部分を抜粋したものでございます。

資料の5ページ目までが文章編でございますけれども、全体で5つチャプターがございまして、その3つ目がこの「希望出生率1.8」に向けた取組の方向になっておりまして、その部分を抜粋しているところがございます。

内容でございますけれども、1ページ目の一番上の「(1) 子育て・介護の環境整備」

というパーツの中に、「保育人材確保のための総合的な対策」という見出しのついた部分がございます。それがこのページの下の方でございますが、そのうちの2つ目のパラグラフ、1ページ目の下の方でございますけれども、「保育士の処遇については」と始まるパラグラフの3行目からでございます。「更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う」とされております。

なお、このパラグラフの頭の「保育士の処遇」という部分に注がついておりまして、下のほうの小さな字で注2がございますが、「子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む」ということでございます。

さらに、資料の2ページ目の一番頭でございますけれども、このパラグラフでは多様な保育士の確保・育成に向けてということで、再就職準備金貸付事業でございますとか、保育補助者を雇用するための返還免除付きの貸付事業についてさらなる充実を図るということでございますとか、ICTなどを活用した生産性向上による労働負担軽減に取り組む。こういったことが記載されております。

次に、同じページの中段あたりでございますが、放課後児童クラブ、放課後子供教室に関するパラグラフがございます、そのパラグラフの上から4行目以降でございますが、「経験等に応じた職員処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する」とされてございます。

この文章編につきましては、新制度に関する記述はほぼこの最初の(1)に凝縮されておりますので、次に個票部分の説明に移りたいと思います。

ページにいたしまして、11ページ目まで飛んでいただければと存じます。本日の資料の11ページ目でございますが、「④妊娠・出産・育児に関する不安の解消」という個票がございますけれども、右側にオレンジの枠がありまして、「具体的な施策」と括弧書きで書いてある部分でございますが、そこに幾つもの施策についてのことが箇条書き的になっております。

1つ目の「・」のところの子育て世代包括支援センターにつきまして、それから5つ目の「・」のところ地域子育て支援拠点につきまして、6つ目で利用者支援事業、7つ目の「・」のところファミリー・サポート・センター事業について、それぞれ今後の整備目標でございますとか時期について記載されております。

次に、13ページ目でございます。「⑥多様な保育サービスの充実(その1)」でございますが、やはり具体的な施策という部分で、例えば1つ目の「・」のところ保育の受け皿の整備拡大量を50万人分に拡大する旨、2つ目の「・」では病児保育、一時預かりなど多様なサービスの受け皿拡大を図る旨、3つ目の「・」では小規模保育事業などの卒園児の円滑な移行の促進を図る旨、5つ目ですけれども、企業主導型保育の展開についてそれ

ぞれ記載されております。

次に、14ページ目でございます。「多様な保育サービスの充実（その2）」でございますが、ここでは放課後児童クラブにつきまして先ほどの文章編とほぼ同じ内容でございますけれども、追加的な受け皿整備の前倒し実現の検討などが記載されております。

さらに、その次の15ページ目でございます。「保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その1）」でございますけれども、やはり具体的な施策というところを見ていただきますと、1つ目の「・」のところでは先ほども御説明いたしました、2%相当の処遇改善など、文章編とほぼ同じ記載内容となっております。

2つ目の「・」でございますが、「適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う」とされておりました、現在この記述を踏まえまして保育所などの調査について鋭意準備作業を行っているところでございますが、その集計結果については今後この会議にも御報告する予定でございます。

次に、16ページ目でございます。「保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その2）」でございますけれども、ここでは保育などの人材の確保につきまして処遇改善以外の人材確保策が列挙されております。具体的な施策のところでございますが、2つ目「・」のところでは保育士試験を年2回実施する都道府県の拡大でございますとか、4つ目の「・」でございますが、未就学児を持つ保育士の子どもの優先入園の徹底といったことについても書かれておりますし、下のほうの6つ目、7つ目、8つ目あたりではハローワークにおける各種取り組みの強化についてそれぞれ記載されているところでございます。

次に、22ページ目でございます。「希望する教育を受けることを阻む制約の克服（その1）」でございますけれども、「具体的な施策」の1つ目の「・」のところで、「すべての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める」と記載されております。

また、24ページ目で、「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化（その1）」でございますが、具体的な施策の1つ目の「・」のところで、ひとり親世帯の保育料の負担軽減について引き続き必要な対応を検討する旨が記載されてございます。

新制度に関する記述はおおむね以上のとおりでございますが、今後それぞれの施策の時間軸に従いまして適切に対応していきたいと考えております。

資料の説明は、以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、一通りさまざまな資料についての御説明を頂戴いたしましたので、皆様方から御意見、御質問を順次頂戴したいと存じます。今10時40分くらいですので、大体お一人当たり2分程度ということになりますので、簡潔によろしくお願いいたします。

それでは、大勢いらっしゃいますので、いつものように端からということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

では、岩城委員お願いいたします。

○岩城委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の岩城でございます。

現在、待機児解消加速化プランを進めていただいておりますけれども、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応して、今回子ども・子育て支援法の一部を改正し、仕事・子育て両立支援事業の創設等が示されました。

財源確保についても、実効性のある取り組みであると評価できると考えます。本会の幼稚園、こども園の中にも育児休業を取得した教職員が休業を終えて復職しようとする際に、お子さんが保育園に入園できないためにやむを得ず休業期間を延長するといったような実態もございます。さまざまな手だてをとって保育の受け皿の整備をお願いしたいと思えます。

また、消費税増税が2年半後に延長されたことに伴いまして、新制度を推進していくためにも安定的な財源確保について、引き続き要望したいと思います。

それから、資料3の地域子ども・子育て支援事業の実施状況によると、12ページの取り組みの「11.一時預かり事業」等です。今、幼児教育課長様が御説明していただきましたけれども、この事業については実施市町村の割合が全国平均77%ということで比較的高い取り組みとなっております。3歳児から5歳児までが生活する幼稚園を活用して、この事業によって0、1、2歳の規模の小さな保育施設と連携をとることができれば、就学前の学校教育をしっかりと位置づけながら、さらに保育の受け皿が拡充できるのではないかと思います。引き続き、そういった取り組みができるよう期待しております。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、王寺委員お願いします。

○王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

まず、このたびの支援法改正の件につきましては、私どもとしては先ほどの委員の方もおっしゃっていたように財源のさらなる確保と、それから質の向上のためのさらなる措置をよろしくお願いしたいと思います。

その点は以上ですが、私は全国認定こども園協会の九州地区会長として、このたびの熊本、大分震災での皆様方の御尽力、また多大な御協力に大変感謝したいと思います。ただ、まだ今なお被災で苦しんでいる皆さんもありますし、またこの点においていろいろな問題点、課題が見えてきましたので、ここで御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、被災しました数日間は大変な混乱の中で、連絡も電話等が遮断された中で、自治体も、また当事者であるいろいろな施設がパニック状態になっておりました。その中で、近県である私たちはSNSで得る情報のみでしか情報を得ることができませんでした。それに、何よりも何をしたいのか、私たち自身も想定していなかった地震によって冷静さを失い、多大な御迷惑をおかけしたことは否めないところであります。

そのときに、私は冷静に後で判断しましたら、東日本大震災のときの教訓が生かされていなかった。私たち九州では、東北の地震は遠いものでありました。それが、想定外に突

然に起こってくる。これが災害というものだということを実感したときに、どこに連絡をすればいいのか。また、各地域では防災における計画等は立ててありますが、隣県を含めた連携の仕方や、そういう計画性がなかったために、子どもは隣の県でありながら何もすることができなかつたような状態でした。

ですから、このような、あつてはならない災害でございますが、いつあるかわからないという状況を踏まえ、地域だけではなく、地域だけでは支えられないので近県を含めた防災計画をもう少し充実させていただきたい。自治体ではもう既にそういうことは取り組んでいらっしゃると思いますが、それを現場まで浸透させていただきたいということです。

さらに、もっと言えば私たち乳幼児施設並びに特別な支援を必要とする子どもたちに対する計画が不足しているのではないかと思います。それは、熊本では車中泊という避難所を利用しない、車で宿泊をしている方たちが20%以上と大変な数字でした。それは、やはり乳児を抱えているお母さんにとっては夜泣きをする、授乳をするなど、公のたくさんの中では大変困られるのではないかとこの配慮のもと、自宅の車の中でのことです。

また、発達障害など障害を持つお子さんをお持ちの御家庭では、私たち大人でさえ異常な状況にあるのに、そういう障害を持つお子さんがパニックになって迷惑をかけるのではないかとこの配慮のもとで自動車の中での宿泊になったかと思えます。

そういったことを考えたときに、避難所の隣にでも子どもの居場所、または特別に支援を必要とする子どもたちの居場所を確保していただければ、このような問題に対処できるのではないかと考えております。

被災地では、今なお不慣れた生活が続けられています。子どもの居場所づくり並びにそういう乳児施設、特に認定こども園では例えば県外に避難をした場合、被災を受けた地域の自治体がパニックとなっておりまして、園を一度退園しなければ県外の園に入所できない。そういうことをどうやればいいのかと、また自己負担の保育料は地域で違います、ですから、その場合はどのような形になればいいのかと、多くの問い合わせが私ども協会のほうにまいりました。それをどこへ伺っていいのか、いろいろな形で混乱を来した状態ですので、全ての子どもたちが同じように幼稚園、保育園、認定こども園と分かれるのではなく、全ての子どもたちが同じようにそういう手続、配慮を行っていただきたいということです。

また、当協会では近隣県の会員園の協力のもと、この夏から保育教諭をボランティアで被災地へ派遣するというスマイルプロジェクトを立ち上げました。なお、協会で義援金をいただいたものを直接園へ持っていくという制度も行っております。どうぞこれからいろいろな防災計画を立てられると思いますが、乳幼児にもそういう配慮、また特別な支援を必要とする子どもたちにもそのような配慮を怠らないすばらしい計画に各地でしなければいけないのではないかと思います。それを意見とさせていただきます。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員をお願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

私は、参考資料に委員提出資料ということで出させていただきますのでご覧いただければと思います。

まずは、今回新たに仕事・子育て両立支援事業新設ということです。子ども・子育て支援新制度も、ある意味いろいろこれからも追加事業が増えていくだろうと思います。そういうことも考えますと、改めましてしっかりと見通しを持った安定的な財源確保ということが必要になってまいります。ぜひ、これは引き続きお願いをしたいところです。

きょう、私からは地域の子ども・子育て支援事業ですね。こちらのほうが、今回資料3という形で取りまとめて出てまいりました。先ほど野村室長のほうからも御紹介があったのですが、割と古くから取り組んでいる事業もあるのですけれども、なかなか地域でどのように活用されているのかが見えにくいのではないかと考えております。これからまたさらに次の5年ということを見据えた際には、こういった13事業の詳細についても今後内容を精査して取り組みの質的な向上を図るようにしていただきたいと考えております。

地域子育て支援拠点事業でございます。先ほども御紹介があったとおり、量的な拡充という形では、8,000カ所を目標にしているのですが、今回私の提出資料の2ページに日本地図をつけさせていただきました。都道府県別の実施箇所数を見ていただきますと取り組み状況がわかると思うのですが、下の日本地図で0～2歳児人口1,000人当たりの実施箇所数で見ますと、実はやはり子どもの数が多いところが足りていないという状況です。保育所の問題もそうなのですが、やはり乳幼児が比較的多くあります都心部においてはまだまだ実は箇所数は足りていないということが見えてきて、全体としての箇所数の目標だけではなかなかわからない部分があると考えております。こういったところも参考にし、拡充をさらに進めなくてはいけないと考えております。

また、10年この事業をやってまいりましたけれども、おおむね10組程度を受け入れる施設というのが国の要綱なのですが、今は割と大きな施設で一日50～60組来るような施設も多いです。そういった場合に、やはり来る人数に応じた従事者、働く方々の加算というものも必要になってきておりますので、これも実態調査をしていただきながら次の見直しの際には反映をさせていただきたいところです。

2ページ目の下のところに、拠点事業を利用している母親アンケートということで全国北海道から沖縄までの利用者2,400人に対して行ったものですが、72%の母親が自分が育ったところで子育てができておりません。これを仮にアウェイ育児というふうに名づけさせていただきますと、この方々が地域になじんで子育てをしていくには、やはり拠り所となるような場所が必要だということを感じております。保育所に行くまでの間、1～2年においてもそういう場所が必要だと、先日も今、既に保育園に行っている母親からも聞いております。

3ページをご覧ください。そういったアウェイ育児の方々は、近所で子どもを預かってくれる人がいないという方が7割なんです。やはり関係性がない中で子どもを預かってほ

しいと思っても、子どもを預けられるような人たちが周りにいないという状況が明らかになっております。この差は大きいと思っています。

ですので、一時預かり事業は先ほど幼稚園のほうの御報告があつて、幼稚園でも一般型を取り組んでくださっているところが643園あるというデータが出てまいりましたけれども、実は資料3の12ページを見ていただきたいのですが、ここで言う一時預かり事業、これは一般型と地域密着も入っているのでしょうか。多分、幼稚園型は入っていないですね。後でお答えいただければと思うのですが、幼稚園型は入っていないとこの少子化社会対策大綱の目標値の1,134万人目標というのがいわゆる一般型のほうと地域密着型の合計なのですね。

一時預かり事業の一般型・地域密着型は、ほとんど3歳未満者が使う可能性が非常に高い事業なのですが、私の提案資料の4ページをご覧くださいなのですが、今の数字を見ますと、本日の資料では一時預かりの実績が517万7,213人となっております。0～2歳児の推定未就園児童は229万2,000人なのですが、単純に割ると1年間で2.26日ということになります。多くの場合、幼稚園、保育園に入ってしまうとそう一時預かりは使いませんので、推定0～2歳で割り算してみますとこれくらいです。

これを少子化社会対策大綱の目標値に合わせて算出しますと、1年間に一人のお子さんに5日弱ということになります。そうすると、この資料では実施自治体数割合が示されているのですが、具体的に保護者というか、お子さんたちが一時預かりをどの程度年間で使えるのかという算出で見ると、まだまだ十分ではないのかというような数字に思います。

この真ん中の幼稚園、保育所年齢別利用者数及び割合の中の推定未就園児というところを見ていただきますと、0, 1, 2歳児の推定未就園児は7割程度おり、この人たちが使える保育サービスというのは限られておりますので、ぜひ次期にはこういった一時預かり事業というのをさらに検討していただきたいです。

同様に、ファミリー・サポート・センター事業につきましても、保育所がふえればふえるほど必要になる事業です。なぜならば、保育所や放課後児童クラブの送迎で使われているからです。延長保育を減らすためにも、実はこの事業の充実というのは欠かせないのですが、これの実態調査もなかなか進まないということです。ですから、このあたりも担い手をふやすという意味でも、次期にはこういった形が取り組みやすいのか。特に、都心部においては非常に必要になっている事業ですので御検討いただければと思います。

以上申し上げたことは、今回新たに創設された利用者支援事業の担当者からも意見として出されています。保護者からお話を聞くだけで、提供できるサービスがないのであれば非常に困りますということなのです。ですので、ぜひ利用者支援事業の拡充とともに、具体的に使える支援サービスをふやしていくことが求められていると感じております。よろしく願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、加藤委員お願いいたします。

○加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

委員提出資料の26ページをごらんいただきたいと思います。私からは、とりわけ大都市部における少子化、待機児対策について、私立幼稚園の預かり保育活用についての御提案を申し上げたいと思います。

3、4、5歳については一定の実績があって待機児はもうほとんどいない状況にはありますけれども、幼稚園も4時間の教育時間プラス4時間の預かり保育をおおむね実施がされているところではあります。一方で、その実施年間日数を見ていきますと、2のところですが、保育期間中に実施している幼稚園がまだまだ多いというのが現状でございます。

そこで、喫緊の課題として250日型に向かって日数の伸長を図っていくという方向で、いろいろまた皆様からアイデアをいただきたいというところがございます。子育て期間中の就業というのは、子育てに専念されているかフルタイムというふうに極端に振れるものではなくて、アルバイトですとか、パートタイムですとか、あるいは在宅で会社とつながっている方とか、自営の方とか、そういう方々は保育指数がそんなに上がってこないという実態もございまして、また時間に多少ゆとりを持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういう方々に対して、8時間であっても年間を通して開園することができれば、「☆1」のところですが、認可や認証に通っていらっしゃる方が幼稚園の預かり保育をもっと使いやすくなる。そのことによって、認可、認証はフルタイムで仕事をされている方の受け入れをさらにふやすことができる。また、小規模保育所から幼稚園の選択というものが生まれてきますので、よりその選択肢がふやすことができる。

「☆3」のところでは、選択肢がふえることによって潜在的な保育需要に対しても対応が可能だろう。仕事のあり方によって、あるいは3歳児の壁、あるいは潜在的保育需要の緩和というところに対して幼稚園の8時間、4足す4のところの日数をふやす。時間をふやすということを求めるのではなくて、年間でコンスタントに実施していくということを提案させていただこうと思います。

一方で課題もございまして、1つは経費の問題があります。新制度の経費というのはトータルで見ていくように設計されていきますので、大都市圏の私立幼稚園の私学助成の場合は、一時預かり保育の単独だけで経費を見るというのはなかなか難しゅうございます。休園日となっているところを開所すれば、当然保育に対する人手だけではなくて事務、受付など、トータルに人員を配置する必要が出てまいります。

また、経費から算出されてくる利用料金ですが、預かり保育の料金と、こども園における2号の子どもの整合性をどう考えるのか。あるいは、幼稚園では圧倒的多数の子育てに専念されている方が預かり保育を利用する料金と、仕事をされているところに公費が入ってきたときに費用に差が出てくると、それもお母様同士の中で微妙な気持ちになるところもあります。先ほどの調査でも、利用料金が私立幼稚園で設定されているということがありますが、それはその2号との兼ね合い、あるいは仕事をされている、されていないという方の中で預かり保育料金をどのように設定すればいいかという非常に微妙な金

額の設定をしているということも御理解をいただきたいと思います。

3番目は、従来から私が申し上げています広域性の問題です。広域で利用ができるようにしていくために、その広域調整をどうするかということも課題としてまだ残っております。ここには記述しておりませんが、当然一時預かり事業となれば事務負担もふえてきますので、どうぞ書類に関しては国のほうで簡便な形を御用意いただいて、これを使って提出してくださいというようなリードをしていただければありがたいと思います。私からは以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員をお願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書が委員提出資料の中に入っておりますので、それに基づいてお話をしたいと思います。

まず、熊本のお話をできたらと思っております。きょう、熊本からわざわざ小規模保育の関係者の方、園長先生に来ていただいております。この熊本の保育園の方々は大変な思いをされていたというのは、先ほど別の委員の方もおっしゃっていましたが、本当に大変だったみたいで、すごく土地が割れたり、建物が壊れたり、その中で何とか子どもたちを元気づけ、勇気づけ、やってこられたわけです。

そんな熊本の小規模保育の皆さんが、制度の狭間で非常に苦しまれたということがありました。具体的に言うと、こうした災害復旧のための補助金が何と社会福祉法人と学校法人じゃないとだめだということで、なぜか法人格でお金が出ないというわけのわからない制度になっていたということがあったり、あるいは認可保育所しかだめで小規模認可には出さないというような制度になっていて、何だそれはということで非常に困られたわけです。

それで、本当に絶望的な中で、しょうがないから自腹でやろうということで直されたりして、何とか今は保育が復旧されてようやく通常どおりやられているそうなのですが、これはいかがなものでしょうか。本当に困っているときに、なぜ法人格や、あるいは地域型保育だということで差別されなければいけないのかということに大変憤りを覚えるわけです。

このことに関しては、厚労省さんもいち早く気づいてくださっているいろいろ考えていただいて、つい先日、何日か前に通知を出していただき、小規模保育とかも同じように扱ってくださいとやっていただいたということで、その御尽力は大変ありがたいのですけれども、何か月もたったのもうちょっと早目に出していただけないと、やはり震災で困られている方々が何か月も苦しむことになるので、これを奇貨として次に大規模な震災、災害があったときにはいち早く手を差し伸べられるような形で関連諸法を見直していただきたいと思うんです。どんな形態であっても被災者という意味では同じですし、子どもを守っているという意味では平等だと思うし、法人格とか事業形態とかで差別するような制度を存続

させてしまうというのは非常によくはないと思いますので、ぜひお願いいたします。

また、今回は通常の震災と違って、例えば園庭に地割れがあって、建物の補助には該当するのか、しないのということがあったり、あるいは借りているところでやっているところだと、そこを直そうと思っても、自分が持っている物件ではないから対象外ですねとか、細かい部分でなかなか助けの手が差し伸べられないところがあったので、そういったところもぜひこれを機に見直していただいて、借家であっても、自分の持ち物であっても、園庭であっても、建物であっても、とりあえず従来の保育ができるような形に直そうということがカバーされるような、広く読み込める制度をつくってもらって、もしものときに備えていただきたいと思います。

日本列島は地震大国ですので、どこで地震が起きても、どこで震災が起きても不思議ではありません。そのときに子どもたちを守れ、保育を守るようなセーフティネットというものをきちんとつくっておいていただきたいと思います。

次に、小規模保育の年齢制限の緩和という話です。この子ども・子育て支援新制度において小規模保育をつくられましたが、初年度は1,655カ所、そして先ほど2,429カ所ということで激増しているということは大変喜ばしいことですし、待機児童問題解決のある種の牽引をさせていただいているというのは大変うれしいことだと思っています。

しかし、この小規模保育、あるいは地域型保育は0～2歳までという規制があります。これは皆さんも御案内のとおり、最初は待機児童が集中しているのは0～2歳だし、3歳以降は幼稚園等でも預かってもらえる。転園すればいいというようなことだったので、ではその組み合わせでいきましょうということだったのですが、今ですと東京23区で3歳児でも待機児童が発生してしまったりすることによって、認可園とか、あるいは幼稚園が連携してくれないという問題があるんです。行き先がないということになっているのです。

そうすると、当初の想定というのは崩れてしまった。崩れたということがやってみて1年でわかったので、これは0～2歳に限定している意味はほとんどなくなったということだと思えます。ですから、小規模保育でも3～5歳をお預かりできるような形、0～5歳を小規模保育で一気通貫で見られるというような小規模認可保育所の規制の緩和をしていただきたいと思っています。

事実上、実は企業主導型保育においてはこれができるようになっているんです。例えば、18人で1学年3人というような企業主導型保育もできるように既になっている。片方ではできるようになっているのに、小規模保育だけ0～2歳で固定させているというのは整合性がついていないですし、破綻していますので、そこはぜひ整合性をつけてもらって、0～5歳までお預かりできますとしてもらえたらと思います。

皆さんも御案内のとおり、認証保育所とかでは既にそういうものをやっていますし、埼玉のほうでは0～2歳は家庭的保育室で、3～5歳は認可外と、組み合わせで同じ敷地でやっているところもあるわけです。ですから、実態に合わせてもらって支援法を改正するなり何なりしていただいて、全年齢対応というのはしていただけたらと思っています。

また、さらに企業主導型は今回内閣府さん、厚労省さんが積極的に創設したい制度だと思っているのですが、こちらも我々のような小規模保育や地域型保育の連携園になれるようにしてください。今の連携園の基準というのは幼稚園だったり、認定こども園、保育園と限られていまして、そこは企業主導型を排除する意味はほとんどないと思うので、ぜひ連携し合えるような形で卒園後の受け皿にもなれるとすることによって、よりいい形ができるのではないかと考えております。

また、さらに居宅訪問型を我々は事業としてやらせていただいている、通常の保育園で預かるべきだけれども預かれないような医療的ケアのある子、あるいは重症心身障害児たちをお預かりしています。本当に親御さんは助かっていて、どこにも行けなかった、ある種の排除されていた子どもたちに保育の光を提供できるようなすばらしい制度だと思っています。

一方で、この居宅訪問型保育なのですが、1対1ということで限定されてしまっているのです。しかし、これも例えばある障害のある子の家でお預かりしているんだけど、本当に近所に同じような障害児の子がいるといった場合、1対2で見てあげたいわけなんです。そのほうが、たくさん子どもたちが助けられますから。

片や、保育士不足ですので供給側、いい保育士を採用して障害児保育ができるように育てるほうに時間がかかるので、どうしても助けてあげたい子どもたちはたくさんいるけれども、なかなか限定されてしまう。そうした場合、障害の度合いにもよりますけれども、1人で2人見られる、あるいは2人で4人見られるという形にしておけば、より多くの子どもたちが見られるようになる。

財政的な部分で、そんなに払えないということであれば、例えば別にそこは公定価格を2倍にしなくてもいいと思うんです。1.5倍とかでもいいと思うんです。そういう形で、なるべく多くの医療的ケア児、重い障害のある子を助けるというとおこがましいですけども、支えられるような形の仕組みにできるんじゃないか。これはやってみてそう感じていることなので、ぜひ1対1縛りというのを障害の度合いに応じては1対2や、例えば2対3とか、そういった形の組み合わせができるようにすることによって、よりいい制度になるのではないかと思いますので、ここもぜひ改善をお願いしたいと考えております。

最後はタイムラグの問題ですけれども、これは見ておいていただければと思います。

ごめんなさい。最後と言いましたが、ちょっとここに書いていないんですけども、きょうの日経新聞の朝刊で地域連携コーディネーターの制度について報道がありました。きょう何か御説明があるかと思ったのですが、なかったので、後でぜひ御説明していただきたいと思っています。

これはどう書いてあるかというと、厚生労働省は認可保育所を新設する際、地域住民との調整に当たるパイプ役に保育施設をつくった経験のあるベテランを登用する地域連携コーディネーターとして地方自治体に配置してもらい、地域住民に理解を求める地慣らし役を果たしてもらおうということなのですが、この対象は認可保育所だけですか。そうだとす

ると、小規模保育もつくるときにクレームがあったり、廃園にさせられたこともあったりするので、ぜひ小規模認可などの地域型保育でも置けるようにしてください。

もし1園に1人というのがぜひいたくたという話だったら、3園に1人でもいいです。いずれにせよ、地域住民とのトラブルというのは別に認可保育所に限らずあるので、そこは地域型保育も差別せずぜひ制度の中に入れてもらえるといいなと思って御質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員お願いいたします。

○小室委員 ワーク・ライフバランスの小室です。

資料1の企業主導型保育事業は、大変進めてくださったなというふうに感謝しております。かなり要件が現実的で、4ページのところにありますけれども、設置に市区町村の関与なしで進められるところであるとか、いろいろなハードルをクリアしてくださったということで大変期待しております。

これを、今後より広めるためには、企業の人材獲得上のプラスにするというところが最大のポイントかと思います。つまり、こういった取り組みをしている企業を、より求職者などに知らせる仕組みと連携をしていかないと企業側にメリットが生まれませんので、女性活躍推進法のサイトなども参考にいただきまして、学生が就活をする際にこういった情報が目に触れるというような状況を連携してつくっていただければと思います。

今回、公益財団法人の児童育成協会さんがこの補助金を担当されているかと思うのですが、そういった補助金を提供するということが決まった時点で、どこかのホームページにこういう企業がつくっていきますというようなことを一覧で出していくとか、スピーカーに企業の取り組みが知れ渡るような仕組みをつくっていただければと思います。

もう一つが、今回のこうした取り組みの周知がやはり不足しているかと思っています。今、締め切りの1つ目が8月31日だと思うのですが、企業に聞き回ってもこれを知っている企業が全くありませんでした。もともとこうした企業主導型のものができたら、自分のところはつくりたいと言っていた人事部さんも全然知らなかったという状況ですので、全く届いていない。つまり、とてももったいないかと思っています。

特に届いていないのがベンチャー企業などのIT系で、こういったところは若者が多くてもうかっているのですが、つくりたいという気持ちは実は結構あるそうなのですが、従来の行政の情報などをキャッチするという習慣がないので全然届いていないというところがあります。何らかのそうした若手を多く抱えていて今、出産ラッシュに入っているようなベンチャー系のIT企業などにも届くような発信、もしくはこちら側からPRをしに行くというような形で、説明会ではなくてもっともっとプッシュでいただければと思います。

また、従来の企業の人事が読むような内閣府さんの「カエル!ジャパン」のメルマガだとか、経済産業省のダイバーシティ100選のメーリングリストだとか、そういったところで発

信すると、意識の高い企業にはすぐに届きますので、もうやっておられるかもしれないのですが、ぜひ繰り返し、繰り返し、忙しい人事の方たちに情報が届くようにしていただければと思います。

今後の会議で、この応募数が目標の予算を消化できている状態なのか、順調にきちんと企業に知れ渡って応募がきている状態なのかということをごひリアルタイムで御報告いただければと思います。私からは、以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員お願いいたします。

○佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回の仕事・子育て両立支援事業の創設に伴う基本指針の改正案について、これを中心として意見を述べさせていただきたいと思います。

資料1-2のところにありますように、改正の概要、今回発足します企業主導型保育事業は従来の子ども・子育て支援事業、市町村の支援事業計画にはない、市町村の関与が薄い、そして認可外扱いの事業です。それでいながら、待機児童が多い子どもたちに保育が届く仕組みとしては、この創設はある意味では明るい兆しなのかと思います。それでいて、保育の質を確保するというふうに記載されています。

本来、私たちは保育をしている中で、保育所では保育所保育指針というものが保育の質のガイドラインになるかと思います。幼稚園では幼稚園の教育要領、幼保連携型認定こども園ではその教育保育要領というものが、いわゆる保育の質のガイドラインというか、そういう部分を担ってきたのだと思います。

そうであれば、この新たに創設される仕事・子育て両立支援事業は認可外扱いですけれども、そこでの保育に関するガイドラインとして保育所保育指針をしっかりとここにも活用するような位置づけを付与していただくことが必要なのではないかと思います。財政的に市町村が支えていく、国が支えていくだけではなく、子どもに届く保育そのものの質をしっかりと担保していただくために、そのことが必要なのではないかと思います。

本年、実はこの国で保育が創設されてちょうど140年という節目になります。この国で明治9年に保育が誕生して、その幼児期に行われる教育のことを保育と称してきました。いわゆる専門職が行う保育が、私は個人的にはどの子にも必要だと思っています。在宅であれ、施設に入所しているのであれば、認可保育所であれ、認可外であれ、どこにいてもこの国の子どもたちにしっかりと専門職による保育が届くことによって、この国の子どもたちが健やかに育っていく。その目的に向かって、この子ども・子育て支援新制度は創設されていると私は理解しています。

先ほど説明いただいたニッポン一億総活躍プランの中の、希望する教育を受けることを阻む制約の克服、その中で全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を確保する。このことは今、私が申し上げたように全ての子どもたちに、たとえ在宅であれ、地域型保育事業であれ、本来でいくと3歳未満しか入れないというような事業であれ、どの子にもし

っかりと専門職による保育が届くような仕組みがあればいいと思います。

先ほど駒崎さんが言われたようなことは、制度の中でいくと特定施設型給付、あるいは特定地域型保育給付という形の中で、市町村が認めればその事業の中では3歳以上でも継続して保育を受けられるとなっています。そうなってれば、その制度を柔軟に利用していただければ、きっと待機児童が多いところでも、その地域型保育事業を利用する子どもたちにも、しっかりその後の保育が継続して担保できるのではないかと思いますので、その辺の柔軟な対応のことが必要なのだと思っています。

そして、それらの全ての事業を行う方たちと連携しながらこの制度をより高めていくこと、そのためには昨年何度もお話をしてきましたが、整理できていない未整理な部分をしっかりと整理することも、もう始めていいのではないかと思います。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、塚本委員をお願いします。

○塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

冒頭、武川内閣府審議官の御挨拶でも触れていただきました、資料7のニッポン一億総活躍プランのほうで保育人材確保のための総合的な対策というところでお示しをいただきました、来年度から2%プラス4万円程度の処遇の改善の実施に向けまして取り組んでいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

その上で、このページの一番下に書いていただいております「更なる処遇改善」、これは保育士についてもということになってございますけれども、こちらについても期待をさせていたいただきたいと思います。

今、マスコミ等を通じて保育士の給与が低い、あるいは仕事がきつい、ハードだということなどがクローズアップされまして、そうしたことが保育士として就職すること、あるいはこの仕事を続けていくことにブレーキをかけてしまっているということが起きているのではないかと感じています。

当連盟のほうにも、全国のさまざまな保育園から、保育の仕事をしていくことに不安、あるいは不満を感じて離職するケースがふえているというような報告もございます。本来、保育の仕事というのは未来を担う子どもたちを育む夢のある職種であるはずで、そういった意味で、私たちはこれから現場からの発信として保育の仕事のやりがい、あるいは子どもたちとの園生活の楽しさなどを積極的に発信していきたいと思っています。そのことが、保育士として就職するいわゆる保育人材確保に大きな力になるのではないかと考えているところであります。

そういったことで、より多くの方々がこの保育に携わりたいと思っていただけるような働きかけをしていく必要を強く感じているところでございます。今後とも行政の方々にもぜひこうした保育現場の実態、思いなどを御理解いただきまして後押しをしていただきたいと思います。願っているところでございます。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

次は、月本委員どうぞ。

○月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。2点ほどお話をさせていただきます。

1つ目は、幼児教育の質の向上のため、幼稚園教諭への処遇改善を求めます。新聞、テレビなどでも保育士の給料が安く、保育士の人材確保に支障を来し、それが保育所をふやせない理由、待機児童の受け入れが進まない理由となっていると伺っております。そうした点から来年度、保育所認定こども園新制度の幼稚園の賃金改善が実施されることは、教育・保育の質の確保、教育・保育の質の向上の観点から適切な対応と考えています。

しかし、今回保育士の処遇改善ばかりに焦点が当たり、子ども・子育て支援新制度の柱である教育・保育の質の向上、教育部分の質の向上が置き去りにになっていないか、心配しております。幼児教育の質の向上のためには、保育士給与の引き上げと同様に私学助成の私立幼稚園を含む幼稚園教諭の給与引き上げ、処遇改善が必要不可欠と考えております。

2つ目は、私立幼稚園での預かり保育や2歳児教室の役割を評価していただきたい。東京の私立幼稚園の保護者の多くは、働いていてもあえて保育所を選択せず、各園それぞれの特色のある質の高い私立幼稚園の幼児教育プラス預かり保育を利用する道を選択しています。また、家庭での一对一の保育から幼稚園入園までの間、集団生活や幼稚園の先生や園庭といった環境に慣れることなどを目的として、幼稚園の2歳児教室を利用しています。

今回の緊急待機児童解消策の中で8,466人の待機児童を抱える東京都の事情に配慮した対策を打ち出し、こうした実績のある私立幼稚園の預かり保育や2歳児教室のよさを生かしていただくよう要望いたします。お願いします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、坪井委員お願いいたします。

○坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。私も、2点ほど要望したいと思います。

今回、幼稚園における待機児童の受け入れを積極的にやっていきたいと考えております。今回の緊急待機児童解消策の中で、4月22日付で幼稚園における待機児童の受け入れ策が発表されました。その中で3点ほど、まず一時預かり事業の一般型の要件緩和、また2番目は幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の要件緩和、3番目として小規模保育事業などの要件緩和などが取り上げられました。私立幼稚園がこうした事業に前向きに参加できるようになったと考えておりますので、これを高く評価いたしております。

特に、一時預かり事業一般型の要件緩和についてですが、私立幼稚園では各園が地域のニーズに対応して創意工夫を行い、子育て支援としての3歳未満児の受け入れ、預かりを実施してきた経緯がございます。例えば親子での登園であるとか、子どもだけの登園であるとか、週に1～2回の登園、また毎日の登園、いろいろ各園が工夫をしてやってきた経緯がございます。そして、特に2歳児登園を経験した子どもたちは幼稚園という場所や、幼稚園の先生たちに対しての安心感が芽生え、家庭での保育から3歳児、いわゆる幼稚園の3歳児の集団保育への適切なつながりという役割を果たしていると思います。

今回、一時預かり事業一般型の要件緩和によって、定期利用も可能になったということでございます。待機児童がたくさんいる大都市圏を初めとする多くの地域で、私立幼稚園がこの事業を積極的に実施することができ、緊急の待機児童解消に役立てることができると思っております。ぜひ国においても型にはめるのではなくて、私立幼稚園のいろいろな創意工夫を生かした柔軟な対応を求めたいと思っております。

もう一点は、幼稚園の教職員にも処遇改善をしていただきたいということでございます。私立幼稚園の園児数は、約125万人おります。園児の母親の有職率、働いている率が42%、私立幼稚園での預かり保育の実施率が95%というデータがございます。このデータから、私立幼稚園での預かり保育の利用児は約50万～60万人いると推測されます。従来から私立幼稚園が預かり保育を充実させてきたことで、この預かり保育利用児が待機児童とならなくて済んだ。言いかえると、私立幼稚園が50万～60万人の待機児童を吸収する役割を果たしてきたと言えます。

今回、保育所・認定こども園・施設型給付の幼稚園に対して、処遇改善加算とか賃金改善加算が創設されて、実際に教職員一人当たり20万～30万円ほどの賃金改善がなされております。

一方、私学助成の幼稚園にはこうした賃金改善加算のようなものがないという状態が続きますと、私学助成の幼稚園から処遇条件のよい認定こども園、保育所等に教職員が移動して、私学助成の幼稚園が教員不足から従来受け入れていた人数を減少せざるを得ない。また、従来どおりの預かり保育ができなくなる。そうすると、3歳～5歳のところで待機児童が発生してしまうという新しい問題を引き起こすおそれもあります。

税と社会保障の一体改革の際の衆議院、参議院の附帯事項を踏まえて、幼児教育の質の向上を図るためには新制度に移行した約30%の幼稚園の処遇改善では不十分でありまして、残り7割の私学助成の幼稚園への処遇改善なしには我が国の幼児教育全体の質の向上という目標達成はできないと思っております。

以上のことから、私学助成に残った私立幼稚園に対しても適切な処遇改善が必要であると思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○無藤会長・部会長　ありがとうございました。

それでは、徳倉委員をお願いします。

○徳倉委員　NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。よろしくお願いたします。

企業主導型保育事業ということで、こちらを推進していただいて全国で説明会が今、進んでおります。私が今、現実住んでいる香川県高松市もあつという間に定員が埋まりまして、もう入れないのかという声があるくらいの勢いでございます。

非常に我々が評価しているところは、設置に市区町村の関与がない。企業側に意思決定があるということで、ここに踏まえてひとつ問題提起をさせていただくのですが、首都圏ではありませんけれども、私のところに連絡がきたところで、地域型の小規模保育を推し

進めるというときに、実は基礎自治体の中でそこをいわゆる認可しないという方向で子ども・子育て会議で進んだという事例が耳に入っていました。

究極的に、その判断の中では質の担保ができないという大義名分の中で、どういう話の経緯になったかという詳細はちょっと図りかねているのですけれども、質というところがひとつ問題にされたということで、これまで委員の先生方もおっしゃられていましたが、質の担保には保育士の充実ということで、やはり賃金の部分であり、または労働環境の部分を変えていかなければいけないということを非常に感じております。

それで、一応国としてはこの小規模保育を非常に進めているという立場から、余りこれは多分想定していなかった事例ではないか。そういうもののデータがあるのかと思って私も探しましたが、やはり出てきていない。こういう自治体が非常に多いわけではないと思いますけれども、こういう自治体が出てきたときにどういう対応をしていくのか。その自治体自体は待機児童も当然いるところであって、保護者としては受け皿として求めているのだけれども、質というところが担保できないということで、言い方はあれですが、比較的閉鎖的な子ども・子育て会議がその地域で行われて進められるということが、結果的に保護者の利益であり、子どもの利益につながらないというおそれがあるということで、なかなか調べにくいところもあるかと思いますが、こういう現状が実際あるということをお認めいただいて、調べられる範囲で調べていただければと思っております。

あとは、ニッポン一億総活躍プランの中で働き方改革の推進というところで、非常に今回各方面の方々に御尽力いただきまして、労働時間の規制を初め、非常に出ております。ある自治体の首長さんとお話をしても、結果的に保育事業の延長保育等々もやっているけれども、やはり働き方の改革をしていかなければ、延長保育をするのではなく決められた時間に迎えにきてもらって家庭で過ごしてもらおうということが本来のあり方だ。

ただし、今ニーズのほう非常に強いので延長保育をどんどんやっているけれども、本来の形に戻すには男女ともに働き方を変えていかなければならないということで、ぜひ直接的に子ども・子育て会議というところ、大義名分としては少子化対策になるというお話もいただきましたけれども、そこに突っ込んでいかなければ、つい先日、男性の育休取得率も出ましたが、伸びているとはいえ非常に低水位の中でというところで、では2020年の13%に届くのか、非常に危ない信号がついているという感じがいたしますので、その辺も含めながら進めさせていただきたい。また、御協力いただきたいと思います。以上になります。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、中川委員ですが、今、時間が11時32分くらいになりましたので、できる限り簡潔にということですのでよろしくお願いします。

○中川委員 京都市北白川児童館の中川でございます。

私からは、放課後児童クラブの実態調査についてお願いを申し上げたいと思います。

御承知のように、放課後児童クラブにつきましては新しく定められた基準及び運営指針

に基づく事業が開始されまして、1年余りが経過したところでございます。現在、その基準及び運営指針に基づきまして、全国の放課後児童クラブではよりよき放課後児童クラブのあり方のために取り組みを進めているところでございます。

しかし、一方で幾つかの問題も出てきております。最近の調査によりますと、放課後児童クラブの登録児童数は100万人を超えたということでございます。一方で、待機児童の数も約1万7,000人を数えるという報告もなされております。

これに対しまして、やはり現場としても何とか改善を図っていかなければならない。受け入れを図っていかなければならない。その背景には、1つはやはり実施場所の確保の問題があるのではないかと考えております。基準の中で示された児童1人当たりの面積基準である1.65平米、あるいは1支援単位40名以下という問題等々を含めまして実施場所の確保、あり方、ここはどうなっているのか、一つの大きな問題であろうと考えております。

また、放課後児童クラブの職員処遇につきましては、保育士さんの処遇はいろいろと問題に挙がりますけれども、それよりもかなり低い処遇の中で現在勤務をいたしております。この処遇の実態につきましても、ぜひ全国でどういうふうな実態となっているのか、このところを明らかにできればと考えております。

国におかれましては、毎年放課後児童クラブの実施状況については調査いただいているところでございますけれども、今回は新しく制度が始まりまして1年が経過したところということでもございますので、その実態、とりわけ先ほど申し上げました待機児童の解消のためにどういう問題があるのかということを中心に、実施場所の確保等の問題、職員処遇の改善等の問題について実態の調査を御検討いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、蜂谷委員をお願いします。

○蜂谷委員 日本商工会議所若者・女性活躍推進専門委員会委員の蜂谷です。よろしくお願いいたします。

私から、子ども・子育て支援法に対する基本指針改正案につきまして、3点申し上げたいと思います。

1つは、新旧対照表の13ページの仕事・子育て両立支援事業に関してです。保育の質の確保や利便性への配慮を留意し、実施されることについては、全く異論はございません。この実施につきましては、ぜひ費用対効果を十分に考慮した適切な計画とその遂行がなされるように管理していただきたいと思っております。

また、この財源の確保につきましても、事業主拠出金のさらなる引き上げだけに頼る議論にならないようにぜひお願いしたいと思っております。

2点目は、新旧対照表の14ページの保育の質の維持を目的とした指導監督の仕組みに関してです。こちらは確かに必要なものと考えております。

ただ、この事業所内保育施設を開設した後の助成決定の取り消しということについては、

事業所内の保育施設を設置した企業や利用者が負ってしまう不利益やダメージが大変大きくなりますので、そういったリスクは開設を今、検討している企業が、それならやめておこうとか、二の足を踏むとか、萎縮する結果にもなりかねないと思っております。そのため、この指導や監督の仕組みにつきましては、ぜひ設置企業と利用者の双方の利益を考慮していただいて、事業継続のための改善指導を優先して実施するなどの検討をお願いしたいと思っております。

3点目は、新旧対照表の16、17ページの施設における事故防止に関してです。事業所内保育施設での事故の発生は、本当に防止しなければいけないことだと思っております。また、昨年度末に発表されているガイドラインはぜひ周知・広報をどんどん進めていただきたいと思っております。また、事業所内保育の設置を検討する企業に対しては、あってはならない万が一の事故に備えた保険の加入などについて、さまざまな情報提供を行い、きめ細かく指導していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。

では、山内委員お願いいたします。

○山内委員 日本保育協会の山内でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほどからも御意見が述べられているように、日々保育関連の情報が新聞等に記載されない時期がないというほど期待が高まっております。ニッポン一億総活躍プランの中にありますように、人材確保について対策が講じられているところでありますが、その中で朝夕の長時間保育等に対応すべく、保育補助者の導入により配置基準の緩和がなされました。

具体的には、園児数の少ない時間帯においても正規職員2名の中、1名は無資格の保育補助者でもよいということです。又、保育士不足を補うために違った資格、看護師、小学校教諭等の資格を有する者でもよいといった緩和であります。

今、この待機児童の多い中、人材不足を言われておりますが、都市型の待機児童の多い人材不足の面と、地方における保育士の年収の大きい格差がある等の人材不足の問題については、やはり混在している部分だと感じております。

先日も新聞に、地域間において年収130万の差があるということが報道された面もあります。経験年数についても比例している部分だとは思いますが、しかし、基本的には有資格者が不足しているから保育補助者でもよいということは、保育の質の低下についても大きく懸念するところであります。こういった配置基準の緩和について今後必要な期間に限っていただきたい。いずれその緩和については、元の基準に戻していただくということをお願いをしたいと思います。

それと共に、1点提案をさせていただきたいと思っておりますが、保育補助者の違った観点からの活用ということを考えております。今、新しい人材確保の困難と、継続して保育者が仕事を続けていく、かつ子育て支援にも積極的に取り組めるような保育補助者の導入を考えていただきたいと思っております。

日常、保育業務の中で正規の職員の忙しさについては、次の保育の準備ができない、研修参加が難しい、計画記録等の時間につくれない等の現状であります。そんな姿を保育実習先で目の当たりにしたら、学生が保育士は大変だ、給与は低いなどの現状を見て保育士にならないといった現状が続いております。

不足している正規職員の代わりに保育補助者を雇用するのではなく、積極的な保育士の質の向上のために、また日常業務の充実のため、子育て支援の充実のために配置基準のプラスとして保育補助者の導入活用をぜひ検討いただきたいと思います。

忙しい保育者の少しの余裕が子供たちへの笑顔になり、そんな保育者の姿を見た学生が新たに保育者になってくれることを願っております。新たな提案としてさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 新潟県聖籠町長の渡邊です。

支援法の一部改正、そして仕事・子育て両立支援事業の新設、それに伴う指針の改正等、説明があり、待機児童の解消に向けて事業主拠出金を拡充するというものであります。大きな制度の拡充があるわけでありまして、一部処遇改善も盛り込まれております。そういう面では、市町村としても非常に評価できると思います。

また、安倍総理のほうから一億総活躍プランということで、保育人材の確保のための総合的な対策が出されております。これまで我々が議論してまとめ上げた新制度の中でも、量的拡充と質の向上を図るための課題となっていた事項について、非常に詳細にわたって対策等を盛り込んでいただきました。これは、大変評価に値するものではなかろうかと思っております。

また、財源的には消費増税が2年半ほど延びましたけれども、現政府における財源の確保もこのプランの中では約束してくれております。

しかしながら、幾らいいことを言ってもきちんと財源確保をしてもらわなければ絵に描いた餅になってしまうし、我々の信頼を裏切ることになるわけでありまして。我々も努力しますので、事務方も財源確保についてはよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、先ほど教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識会議の中での報告がありました。

その中で少し頭をよぎるのが、先日起きた障害者施設での重大な事件です。あの報道を見ていてよみがえったのが、過去にあった大阪の池田小学校における子供たちの殺傷事件であります。教育・保育施設は小さな子供たちを預かっており、職員体制でいえば女性の方が多岐な職場であります。そこに部外者が入ってきて殺傷事件を起こすこともあり得ないとは限らないわけです。

我々も自治体の立場で常に危機管理という形の中で対策をしていかなければならない課題でもありますが、再度警鐘を鳴らし、新たな対策を考えていく必要があるという気がし

てなりません。

そしてまた、児童の虐待問題についても、先般、児相と警察と我々自治体、親御さんとの関係の中で法律改正に向けたいろいろな議論がありました。やはりそういう時代でありますから、皆さんで安全な環境づくりについて考える必要があると思います。特に保育園、幼稚園、認定こども園等についてはなおさらだと私は考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうは久方に会議がございました、非常に皆さんの顔を見て楽しく思いましたけれども、これからも我々は頑張りますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、稲見委員お願ひします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見でございます。

何点かあるのですが、時間が迫ってきたので1つだけ、資料1-1の5ページ、病児保育園に対していろいろなことをやっていただいて大変ありがたく思いますけれども、5ページの病児保育センターの事業内容でございます。もともと病児・病後児保育は、利用をする前に医療機関の診察を受けて、それから指示書をもって利用していただきたいというのが前提になっている。これは子供の安全のためもあるし、水ぼうそうや溶連菌が紛れ込んだりして園内感染を起こさないためです。

ですから、必ず医師の診断をしてから利用するということになっているのですけれども、この送迎サービスの場合、例えば病児保育対応は医師が常にいるからいいのですが、病後児対応とか体調不良の施設がこのセンターになった場合、保育園から直接そこに運ばれるわけです。そうすると、そこで医療の介入が全くないということで、これはちょっと難しいかと思います。

大変こういう事業もありがたいのですけれども、こういう事業を具体化する前にぜひ実地にやっている私たちにも相談をしていただけたらと思います。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、今村委員お願ひいたします。

○今村委員 日本医師会です。2点お聞きします。

資料7の11ページ、子育て世代包括支援センターというものと、地域子育て支援拠点というのが書いてございますけれども、この関係はどうなのかということと、整備のための財政措置はどうなっているのか。

2点目、不妊専門相談センターというのが掲げてございますけれども、この内容はどういったようなものか。市中の産婦人科医療機関との違いはどうなのかということ。

それから、下段のスケジュール表を見ますと、2016年度には相当な数が設置しているようにも見受けられるのですけれども、私としては寡聞にして承知をしておりません、この設置の準備状況と財政措置についてお伺ひいたします。以上です。

○無藤会長・部会長 御質問は後でまとめてお願ひします。

それでは、次に尾木委員をお願いします。

○尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

私どもの団体は、主として保育者が子どもの家庭を訪問してマンツーマンで保育を行う訪問型の保育の普及啓発や質の維持向上に取り組んでおります。今回、仕事・子育て両立支援事業では、これまでも実施されてはおりましたけれども、ベビーシッターを利用した際に割引券が利用できるという仕組みが、昨年度までよりも充実したものになりました。

この事業の特徴というのは、子どもが長時間あるいは夜間にも集団の場で過ごすという、子どもが大人の事情に合わせるというのではなく、一定時間以降あるいは夜間は子どもは自分の家で過ごす、子どもは子どもに合った生活を送るということを保障できる仕組みであると思います。また、多くの保育事業が就学前の子どもを対象としていることに対して、本事業では対象児童が小学3年生までとなっていることも大きな特徴です。

こういった特徴をさらに周知していただき、企業等の事業主との連携のもと、質が担保された訪問型保育が利用しやすいものとなって、さらには利用が促進されることを期待しています。

この事業の中にはもう一つ、こちらも従来から行われているものですが、双生児等多胎児のいる家庭への割引券というものもあります。こちらは年間2回まで、1回につき9,000円の割引券があって、利用時間数によっては無料で利用できるという仕組みになっています。また、さらには就労のために利用するというような要件がありませんので、父親または母親が契約をした対象事業主のもとで勤務していれば利用できるということになっています。

このように、多胎児のいる家庭を対象とする事業は非常に少ないですし、重要な事業であると考えています。今後は、障害のある子どもを持つ家庭等も同様に育児負担が大きかったり、あるいは兄弟児の対応にも苦慮していますので、こういった家庭への対象範囲の拡大も検討していただけたらと思います。

さらには、これまで委員の中からも幾つか指摘があったことですが、企業主導型保育事業の質の担保ということなのですが、説明会資料等を拝見しましても、資格を持っていない保育従事者に対する研修のことは書いていますが、保育士に対する研修のことが書かれていません。事業所内保育は規模や時間帯もさまざまですし、事業所内保育に対してどういった研修が必要なのかということの検討は恐らくこれまでされていないと思いますので、今後検討の対象にしていただけたらと思います。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。

では、木村委員をお願いします。

○木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村と申します。

意見書の31ページ目から記載をさせていただいております。今回、熊本の地震から、次回のこの支援制度の法改正に向けた取り組みを早急にすべきではないかということについて述べさせていただきたいと思います。

32ページ目には、被害に遭った認定こども園の位置関係を記載させていただいております。日奈久断層帯のすぐ近くにあるということで、次のページには園庭の状況を書かせていただいております。園庭に亀裂が走っていたり、土地が隆起をしたり、また園舎自体も崩壊の状態にあり、園内のほうは次のページの中で写真を列記しております。窓枠が全て崩壊をして、園舎の下に亀裂が走っていることがおわかりいただけるかと思っております。

熊本のこの認定こども園を通して、ハード面の支援として一つ課題がある。現状、設置認可によって幼保連携型こども園や保育所型の認定こども園については4分の3の補助がありますが、幼稚園型の認定こども園においては通常は3分の1程度、今回熊本においては12分の7という形になっておりますが、現状その補助の差というのは大きなものがあり、加えて仮設等の設置についても自己負担の部分が一部ある。

ただ、内閣府、厚労省、そして文科省の皆様のおかげで、仮設についても補助金が出るというような配慮をいただいたことには感謝を申し上げたいと思っております。今後、このいずれの認可であっても同様な、公平な補助ができるような体制に取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

また、次のページには先ほど見ていただいたとおり、園舎に断層といますか、亀裂が入っている状態で復旧しなければならないというような状況は、子供たちにとって安全な環境であるかどうかというところがあります。本来であれば国や都道府県、市町村がその土地を買い上げて代替地を提供できるような財源措置、もしくはそこに交付税措置などして対応すべきではないかと考えております。この辺も、公私問わず公平に対応していただけるような対応を今後していかなければならないだろうと思っておりますし、また、それに向けて平成32年度からこの法律が改正されるような時期になるかと思っておりますので、ぜひ早急に御議論をいただければと思っております。

また、国だけではその対応は難しいと思っておりますので、我々は37ページ目のところに「READYFOR」というクラウドファンディングで今、支援対策を図っております。ぜひ、委員の皆様方の中で仲間たちがいらっしゃいましたら、こういった取り組みをしているということを広く御支援いただきまして、御協力いただけますようお願いをしたいと思います。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、廣島委員をお願いします。

○廣島委員 一般社団法人日本こども育成協議会の廣島でございます。

今回の新しい改正について、新たに企業主導型保育事業という形になりますが、私はこのことについて非常にうれしく思うとともに、新たな時代の幕開けではないかと思っております。今、委員の先生方からさまざまな御意見を伺いまして、やはり現状の経済の中ではなかなか解決し得ない、そして行き詰まっている部分があるというところで新たな形になったと思っておりますし、これは壮大な計画だろうと思っております。

あえて言えば、5万人分の保育の解消をしていくということは国の認可外保育所をつく

るといふようなことで、むしろある意味では従来にない発想で、私は大いに進めていくべきであろうと思っております。これは、全ての子供のためにという視点から見れば非常に意義のあることで、さまざまな課題があろうかとは思いますが、非常に進めていくことが大事かと思えます。

ただ、その中で保育士の確保ということ、保育従事者の確保ということについて、これは当然降りかかってくる課題でございます。さまざまな御意見もありました。処遇の改善等でさまざまな形で御支援をいただいておりますが、実は私は常に思うことですが、保育士は非常に大変、あるいは処遇の面で厳しいということが先に立ってきて、実は保育を目指している学生さんも含めて、皆さんさまざまな夢を持ってかかわっているわけです。

どうかそういう意味で、国を挙げて子供にかかわることのすばらしさという広報等を、処遇の改善ということ、あるいは厳しさということが先に立ってしまうのではなくて、先ほどどなたかの先生がおっしゃってございましたけれども、国を挙げて子供にかかわることのすばらしさを広報活動としてやっていただくようなことも必要ではないか。

もちろん介護もそうだろうとは思いますが、そういうことでぜひ国を挙げて人をつくっていかなければ、幾らいい事業が出発したとしても成り立つわけではないと思っておりますので、人の確保のために夢のある仕事、そのことを国を挙げて私たちがやってみます。どうか政府全体で、国全体を挙げて広報していただければと切にお願いをいたします。以上でございます。

○無藤会長・部会長　ありがとうございます。

12時なので少し時間を延長させていただくしかありませんが、簡潔によろしくお願ひいたします。

松井委員、お願いします。

○松井委員　余り時間がございませんので、簡単にお願ひをしたいと思います。

先ほどまでの委員の中にも御発言がございましたけれども、量の部分の手だてに対しまして、質の部分の具体的なさらなる手だてはどのように打っているのでしょうか。質の高い教育・保育を提供するために、幼児教育に専門性を有する職員を派遣して職員の指導力を上げる必要があると思っております。

そのために、今回幼児教育アドバイザーの措置をいただいておりますけれども、その実現状況はどのようになっておりますでしょうか。そして、今後学校教育における指導主事と同様の措置を、国のほうで各県に対して一定数の措置をして質の向上を図るべきであるとともに、その指導主事を各施設が指導訪問とか職員研修に活用できるようにすべきでないかと思っております。

さらに、教育・保育の質の向上を図るために、先ほどの委員の中にもありましたけれども、子供にかかわる時間の平準化、それから研修時間の確保等のために免許を持たない人材の活用も含めて人材の確保、配置基準の見直し等をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員をお願いします。

○水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

資料の2-1の教育・保育施設等における重大事故報告に関連して、死亡事故は0歳児が多いということから家庭的保育は0、1、2歳児を対象としていますし、0歳児については産休明けも受け入れることがありますので、安全で安心な保育をするために危機管理の必要性を感じます。

そのために2つお願いしたいのですが、家庭的保育者が各家庭的保育室で取り組むだけではなくて、安全で安心できる体制がまず重要だと思います。常に子供に目が行き届くように、補助者と2人以上で保育を行う複数性を取り入れること。

もう一つ、これは特にお願いしたいことで、連携保育施設の確保です。このことを決まりとして自治体がかかわり、決定づけるようにしていただきたいのです。地域全体で子供の育ちを見守っていくためにも、情報を共有するためにも、また保育園などの看護師、栄養士などから専門的な知識を受けるためにも、連携施設があるかないかは家庭的保育に大きく違いをもたらせます。

連携施設については現在経過措置期間ではありますが、自治体抜きでは家庭的保育者が個人で連携をお願いすることはなかなか大変で、連携施設が決まらないという声が聞かれます。これまでも何回もお願いしてきましたが、連携施設については自治体の働きかけが行われるようにお願いします。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。質問が2点と、意見が2点です。

質問は、先ほどもちょっとありましたけれども、資料2-1の事故防止対策で乳児の死亡が多いということと、認可外の保育所での死亡事故が多いということで、とりわけ死亡事故についてはこれから検証するということなのですからけれども、資料2-1の5ページ目の「死亡事故における主な死因」の中で、理由がわからないということです。わからないということはわからないのでしょうけれども、この中身についても詳細にわかれば、把握をしていられれば教えていただきたいと思っております。

2点目の質問は、資料3の「地域子ども・子育て支援事業の実施状況について」ですけれども、これの7ページのところに「子育て短期支援事業」というのがあると思います。ほかのところ、放課後健全育成事業だとか、乳児とか、全戸訪問だとか、こういうのは都道府県ごと、また市町村ごとにいろいろな事業をやっていると思うのですが、特にショートステイだとかトワイライトが各都道府県や市町村ごとに非常に格差があるということなので、地域でのニーズの違いというのが多分あるのではないかと思うのですが、この格差の要因点がわかれば教えていただきたい。以上、質問は2点です。

それから、意見ということで2点です。

1点は、資料7の一億総活躍プランの中で何人かの委員の方からも意見が出されておりますけれども、引き続きこの保育人材対策は重要なので、財源確保も含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

なお、資料7の1ページのところに書いてありますけれども、下から何行目かのところに「児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う」ということで、社会的養護の分野も非常に宿直が多かったり、長時間労働だとか、中には住み込み制をとっている施設などもあって、人材確保が困難です。それから、家庭的養護の拡充を進めておりまして、保育所よりも今は人材難ということなので、社会的養護の分野についても引き続きこの処遇改善だけではなくて、総合的な人材確保対策に取り組んでいただきたいと思います。

もう一点は駒崎委員もおっしゃっていましたが、地域コーディネーターの配置の件です。都市部においては、大きな保育所だとか、大きな児童養護施設をつくるということは難しいので小規模なところでいきますし、児童養護施設などもグループホームという形で地域により密着したホームをつくっていますが、地域との関係で開設が難しい場合があります。開設も、それから開設後の調整も難しく、保育分野も地域コーディネーターが必要だと思いますが、社会的養護関係の施設においても、地域のコーディネーターをきちんと配置しながら地域との調整を長期的にやっていくというようなことも丁寧に進めなければいけないのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、門田代理人をお願いします。

○門田代理人 全国知事会でございます。本日、福岡県で全国知事会議が開催されております関係で、知事の出席がかないませんので代理で発言をさせていただきます。

本日からの全国知事会議におきましては、少子化対策と子供の貧困対策の抜本強化について議論を行うこととしており、本日お手元に委員提出資料としましてその議論を行う際の提言案をお配りさせていただいております。このうち、子ども・子育て支援制度に関する部分につきまして少し説明をさせていただきます。

資料の15ページの最下段でございますが、重点施策4、子ども・子育て支援制度に必要な財源確保とさらなる質の向上といたしまして、子育て世代の不安を取り除くためにもこの子ども・子育て会議で議論されてきましたサービスの質と量の改善を完全実施するために必要となります1兆円超えの財源確保などについて、引き続き提言をさせていただきたいと考えております。

各論になりますが、同じページの右上、保育士の処遇改善など、待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられております病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業の拡充、そして少しページは飛びますが、資料の21ページにおきまして子育て世代包括支援センターの設置促進、23ページで

は放課後児童クラブを含めました放課後等における学習の場の充実などについて提言を行うこととしております。

本日、まさに知事会議において議論が行われているところでございますが、提言案がまとまりましたら国に対して少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化に向けて提言活動を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き御支援と御協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、川中子代理人お願いいたします。

○川中子代理人 宇都宮市長代理の川中子です。私のほうから、3点ほど申し上げます。

まず1点目ですけれども、基本指針の改正案について申し上げますと、5万人分の保育の受け皿となる企業主導型保育事業展開は大変心強く感じているところであります。しかしながら、企業主導型保育事業は施設整備や利用者の選考などにおいて市町村の関与を必要としないこととされている中、指導監査などの仕組みを設けるとされているところであり、市町村への情報提供を初め、指導監査等の具体的な方法などについてもできるだけ早急に提示していただきたいと考えております。

2点目です。一億総活躍プランについて申し上げますと、2%相当のベースアップやキャリアアップの仕組みの構築がうたわれておりますが、保育所の処遇改善策としてこれまで各委員からもお話がありましたが、早期に確実な財源確保を図っていただきたいと考えております。

最後に3点目です。地域子育て支援事業の各事業の実施要綱、さらには交付要綱、また本年3月28日に示されました緊急対策にかかわります詳細な内容の提示がおくれていると思われま。できるだけ早く、各市町村に示していただきたいと考えております。

私からは、以上です。よろしくお願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、清家代理人お願いいたします。

○清家代理人 きょうは高尾委員が御欠席ということで、代理で参りました経団連の清家と申します。

資料1-1から1-3にかかわります仕事・子育て両立支援事業につきまして、経団連も企業主導型保育事業ということで地方の経済団体や、それから業種の団体も含めて周知を行っているところでありまして、ぜひ多くの企業の方に利用していただきたいと考えておりますが、先ほど蜂谷委員のほうからもありましたように、財源の確保につきましては特に30年度以降、実施状況を踏まえ協議するということでございますので、そのあたりは費用対効果だったり、予算の執行状況等をよく見させていただきたいと思っております。

それからもう一点は、処遇改善を含めまして子育て分野に財源確保が必要ではないかといった御意見が皆さんから出ておりますが、私どもとしては社会保障の全体の配分といい

ますか、どの部分を充実するのかといったプライオリティーづけをする中で、こういった問題についても積極的な対応が必要なのではないかと考えております。以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、平川代理人をお願いします。

○平川代理人 ありがとうございます。安永の代理で出させていただきます。以上でございます。

最初に、基本指針の改正案の関係でございます。企業主導型保育事業につきまして、連合としてはこの間、前回の子ども・子育て会議でも発言させていただきましたが、事実上、認可外の事業所内保育がふえるということに関して、質の問題ということで懸念を表明させていただきました。今回、助成を行った事業所内保育施設に対しては要件の確認にかかわって指導監査、助成決定の取消等の仕組みを設けるといふことでありますので、外形的な要件確認にとどまらず、保育の質を確保するための対応というものが求められていると考えています。

そういう意味で、指導監督のあり方はどういうふうな関係性で行われていくのか。特に懸念されるのは市町村関与が弱いという問題もありますので、これをどうしていくのが課題とされているところであります。子ども・子育て支援新制度の肝は市町村関与であるので、質の確保のための市町村による指導監督の担保についてぜひともお願いをしたいと考えております。

また、この間、基準の緩和というものが目立ってきております。そのことで、保育の質が低下するということにより、どうしても子どもの安全が置きざりにされているのではないかと懸念もあります。あくまでもこの新制度は子どもの最善の利益という視点で制度設計を行っておりますので、それが損なわれないような形で引き続きお願いをしていきたいと思っております。

続きまして、ニッポン一億総活躍プランの関係であります。この間、保育士の処遇の改善の方向ということで、その議論の方向については正しいのではないかと思います。

問題は処遇の改善のあり方です。やはり保育士の技能や経験を積んだ職員については追加的な処遇改善を行っていく。要するに、長く働き続けることができるような職場環境もそうですけれども、財源の充て方というのが重要ではないかと考えているところであります。

ただ、この一億総活躍プランの中では賃金水準の向上はどこを目標に置くかということが書いてありますが、残念ながら全産業の女性労働者との賃金差を比較しているということが記載されております。これは、政府は保育が女性の仕事であると考えていると誤解されかねない内容でありまして、問題であると思っておりますので、可能な限りこれについては修正をお願いしておきたいと思っております。

特に先ほど言いましたように、追加としての処遇改善を行うことについては長く働き続けられる環境、そのためにも勤続年数が長い事業所に対しての公定価格に加算などを行う

ことについて、逆に極端に労働者の勤務年数が短い事業所についてはある意味、公定価格に差をつけていくことについても今後の検討として行うべきではないかと思っております。この子ども・子育ての充実分は消費税財源も使っておりますので、国民が納得できるような仕組みが重要かと思えます。

それから、2つほど質問させていただきたいと思えます。今回の一億総活躍プランでは、安定財源を確保するというふうに記載がされております。私は、この安定財源というのは何なのかがよくわかりません。消費税は増税をしないということで、決定をされているようでもありますけれども、消費税を増税しないで安定財源を確保するという意味合いがわかりませんので、これについて質問させていただきたいと思えます。

逆に言えば、景気の改善による収入の上ぶれ分を安定財源だともしも言うのであれば、それはこれまでのさまざまな国会の中における答弁とは違いますので、もしそれ以外にも財源があるとすれば、安定財源を確保するというのはどういう意味なのかということも質問させていただきたいと思えます。安定財源がなければなかなか抜本的な処遇改善にはつながらないと思えますので、これについては懸念をしているところであります。

また、さらなる保育所、保育室等の施設の増設といいますか、ふやしていくということになっておりますけれども、これは市町村における事業計画との整合性をどうとっていくのか。逆に言えば、市町村の子ども・子育て会議の中で、今後の保育所の増設を含めて事業計画の見直しを、これからさらに進められていくのかどうか、ということについて質問させていただきたいと考えているところであります。

以上、意見と質問ということでかえさせていただきたいと思えます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○竹林参事官 まず、私、内閣府子ども・子育て本部の担当参事官でございます。私のほうから、可能な範囲で簡単に質問に対する回答などをしていきたいと思えます。

まず、企業主導型保育事業に関しまして、質の確保に関して幾つかコメント、御質問があったところでございます。企業主導型保育事業は認可外の保育施設ということでございますので、児童福祉法に基づく認可外保育施設としての規制がかかっているということで、都道府県知事への届け出義務がかかっているとか、あるいは都道府県知事による立ち入り調査、改善等勧告、あるいは閉鎖命令、こういったものが対象になってくるものでございます。

また、事業の実施要綱におきまして保育所保育指針という話もございましたけれども、保育所保育指針を踏まえて保育の提供はしてくださいということをお願いしております。

また、職員の配置につきまして保育士の資格を持っている方は最低50%以上ということでございますが、これも有資格者の割合がふえるにつれて補助の単価がふえる仕組みを設けることによって、なるべく有資格者の質を高めるようなインセンティブをかけているところでございます。

取り消しがあるのはちょっとというお話もあったのですが、これはもちろん私も一定の何か問題があったときに指導助言をすることを大前提として、いきなり取り消されてお子さんがそこに通えなくなるとか、そういったことを想定しているわけではないのですが、ただ、最後に守らなければいけないのは子どもの安全ということでございますので、指導助言の結果、どうしても改善が見られない場合には最終的手段としてそのような措置を講じることができるような仕組みにしていくことが必要ということで、そのような形にしているものでございます。

また、企業主導型保育事業の周知が不十分だという御指摘もございました。今、首都圏においても4回程度、企業に対する説明会をやっておりますし、まさに今、順次各地域、ブロックごとの説明会も実施しているようなことでございまして、引き続き2年間で5万人分という目標に向けて最大限努力していきたいと思っております。

また、助成金の採択された保育施設については、その旨が周知されて利用者の方の利用に資するような形で努力していきたいと思っております。

また、子ども・子育て支援全体の質の向上、あるいはその処遇改善につままして財源確保という話もございました。これは当然、予算編成過程の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。その安定財源は何かということについても、これは予算編成過程で今後検討、調整がされていくものと思っております。

それから、死亡事故の死因について、その他というのは詳細に何かというお話もございましたけれども、基本的には原因不明なものということで、例えば司法解剖の結果が不明とか、司法解剖中とか、関係者の見解が分かるとか、そのようなものがその他に含まれているということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○伊藤幼児教育課長 松井委員から御質問いただきました点で1点、文科省のほうからお答えをさせていただきます。

文部科学省のほうで御指摘いただきました幼児教育ですが、都道府県や市町村における推進体制を構築しようということで、ことしから新しい事業で都道府県や市町村に幼児教育アドバイザーを設置したり、または幼児教育センターの設置を進めていく事業を支援しようということでモデル事業で今、始めたところでございます。

今年度、10の市町村と14の都道府県、合わせて24の地方自治体においてこの事業にお取り組みいただいているところでございまして、24のうち22の都道府県、市町村ではアドバイザーを具体的に設置、配置を進めていきたいという構想を持っているところでございます。

今後、この事業を通じて、先ほど御指摘いただきましたように指導主事等も含めて、それぞれの自治体における幼児教育推進はどういう体制がいいのかというものを積極的に御検討いただきながら一つのモデルをお示しいただいて、そのモデルの結果を踏まえて、今後全国にそうした体制が構築できるように広めてまいりたいと考えてございます。以上で

ございます。

○野村少子化総合対策室長 厚生労働省の少子化対策室です。

中川委員のほうから、学童クラブの実施場所の確保の問題、あるいは処遇の状況について御提案がございました。学童クラブの実施場所については、毎年5月1日にやっております調査の中で設置場所がどこかというのは把握をさせていただいております。そうした中で、実際に専用スペースが確保できているかどうかとか、そういった項目なども見ておりますので、そうしたものについて引き続き確保に努めるとともに、いろいろ建設の際の補助でありますとか、移築、改築の際の補助なども通じて、きちんと利用児童数にあわせた場所、それなりのスペースが確保できるように、引き続き実態の把握とともに支援策を講じていきたいと思っております。

処遇のほうでございますけれども、こちらは先ほど一億総活躍のところで事務方のほうからも御説明がありましたが、経営実態の調査を学童クラブについても行う必要があるかと思っております。そうした中で、学童クラブの処遇改善事業はまだ170～180の市町村でしか実施されていないところでありますので、この取り組みを進めるということでやっていきたいと思っております。

次に、今村委員のほうから御質問がありました子育て世代包括支援センターと地域子育て拠点の違いいかんということでございます。先生はきょう御退席されていますのでまた別途個別に御説明に上がっておきたいと思っておりますが、子育て世代包括支援センターといいますと出産届けをきっかけとしまして母子保健のほうから関係が出来ますが、その後、子どもが成長して子育て支援、子育てに関する相談というか、いろいろなプロセスに沿っていろいろな相談事項、悩み事があつたときに、それを聞いて支援につないでいくという、非常に大ざっぱな言い方をすれば介護の世界におけるケアマネジメントの子ども版といったような相談支援援助機能といったものを考えております。

センターという名前をつけると、何か一つの箱というイメージを持ちがちなのですが、これはあくまでもそういうシステムということでもありますので、こういった機能を幾つかのところで分担し合う。それが分担したときに横割り、縦割りでぶつっと切れるのではなくて、ちゃんとつながっていけるというような形でシステムをつくっていきこうということで掲げたものでございます。

一方で、地域子育て支援拠点は地域で子育てをしておられる方々、育休中の方であれ、専業主婦家庭であれ、あるいは働きながら保育所、幼稚園に子どもを通わせている方、あらゆる方に開かれた子育てをしている方同士が会って情報を共有したり、子育てに関するお互いの知恵をやりとりしたり、そこにスタッフがかかわってアドバイスをしたりといったような場所でありまして、子育て孤立感を感じている方の負担の軽減、孤立感の軽減といったものをそういった仲間同士が会える当事者目線で支援をしていく拠点ですので、若干相談支援機能に特化して調整等々をやることを目的とするセンターとは趣を異にするものでございます。

それともう一点ございまして、不妊専門相談センターでございます。こちらのほうは、不妊で悩む方々に対してドクター、看護師等々の専門家が相談に応じるということでありまして、都道府県、政令市、中核市を目途として設置を進めているところで、昨年7月現在で63カ所ということでございます。こちらについてどのように普及展開を図っていくのかというのは、また予算編成過程を通じてどういった支援策、展開策を考えられるのか、検討していくこととしております。

いずれにしましても、先生が御退席になった後ですので、また個別に担当課のほうからも御説明に上がらせていただきたいと思います。以上でございます。

○異保育課長 保育課でございますけれども、まず駒崎委員から話がありました地域コーディネーターのことでございます。これは、緊急対策の中で既にもう入っている内容でございます。平成28年度当初予算で計上されているものでございます。当然、地域型保育についても設置可能というものになっております。

それと、徳倉委員から保育所等の認可の話がございましたけれども、これは新制度で御存じのとおり、地域で保育需用が充足されていないような場合につきましては、審査基準に適合している申請は認可するものとするということになっております。4月に発出した待機児童対策におきましても、御指摘のような事例も想定して積極的に認可をしない運用になっているような自治体につきましては、その運用のあり方について見直しを検討して、意欲ある事業者の積極的な参入を図れるよう努めていただきたいと思います。香川県ということですので、その辺は個別に見ていきたいと思っております。

○徳倉委員 それは、香川県ではないです。

○異保育課長 では、またその辺は教えてください。

それと、山内委員の人材確保は看護師、保育士を中心にすべきという話ですが、これは当然、今は人材確保という問題があつて保育補助者でもよいということになっておりますけれども、基本は保育士であるということは原則だと思っております。そういった意味で、質の確保ということが大原則だと思っております。

今回の緊急対策におきましても、保育補助者の雇上げ支援とか、そういうようなものもございしますが、これは保育士の資格をちゃんと取って継続して保育士としてやっていくということを、例えば貸付金の借り入れの返済免除というような規定になっていますので、どちらかといえばやはり保育士になるインセンティブをかけていますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。思っております。

それから、水嶋委員の連携施設の確保につきましては、我々も自治体から聞く話ではございます。今回の待機児童対策も含めていろいろなメニューを自治体に提示することによって連携施設の確保を支援していきたいと思っておりますので、いろいろ御意見を拝聴させていただきたいと思っております。

あとは、平川代理人からお話がありました子ども・子育ての市町村計画の見直しの話です。これにつきましては、基本指針に基づき支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人

数が教育・保育の量の見込みと大きく乖離しているような場合、計画期間の中間年、これは平成29年度を目安として、必要な場合には市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされておりますので、そうした場合には見直しがあり得るということにより、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。いろいろ足りない部分はございましたけれども、御議論については追加でペーパーなどでお寄せいただければと思います。

それでは、第28回子ども・子育て会議、第31回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議を終了いたします。ありがとうございました。